

岩手・宮城内陸地震に伴う措置についての通知出状

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

今般、岩手・宮城内陸地震に伴う被災被保険者を加入員等とする厚年基金の事務処理に関して、以下の措置を促す内容の通知が出状されました。(以下の措置を地方厚生局長が各厚年基金に指導するよう厚生労働省から依頼するもの)

➤ 現況届の提出期限延長

被災地域(災害救済法の適用地域)に住所を有する受給権者のうち6月、7月及び8月生月者については、現況届の提出期限を平成20年9月末日まで延長。

➤ 支払通知書等の速やかな再交付

被災のため受給権者が支払通知書等を亡失した場合、速やかに再交付する。

➤ 掛金等の納付猶予

被災した厚年基金の設立事業所等の平成20年5月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることを周知。

また、この場合は口座振替を実施せず自主納付の取扱いとする。

➤ その他(今回の措置の周知)

今般の取扱いについて加入員等に十分周知すること。

また、各厚年基金に対しては6月17日(火)に厚生労働省より当該通知の写しを発送予定である旨を確認しております。

「岩手・宮城内陸地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について(年企発第0616001号)」

以上